

関 係 法 令

- ・ 大分市子ども・子育て会議条例
- ・ 大分市子ども条例
- ・ 子ども・子育て支援法(抜粋)
- ・ 次世代育成支援対策推進法新旧対照法

◎大分市子ども・子育て会議条例

大分市子ども・子育て会議条例	
(設置)	
第1条	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、大分市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。
(所掌事務)	
第2条	子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関し市長が必要と認める事項について調査審議するものとする。
(組織)	
第3条	子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。
2	委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)	子どもの保護者
(2)	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(3)	関係機関又は関係団体の代表者
(4)	学識経験のある者
(5)	その他市長が必要と認める者
(委員の任期)	
第4条	委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2	委員は、再任を妨げない。
(会長及び副会長)	
第5条	子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。
2	会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
3	副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)	
第6条	子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2	子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
3	子ども・子育て会議の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4	会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員

以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て支援に関する専門的な事項を調査審議するため、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年大分市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

障害者自立支援協議会委員	〃	7,900円		
--------------	---	--------	--	--

」

「

障害者自立支援協議会委員	〃	7,900円		
子ども・子育て会議委員	〃	7,900円		

」

改める。

◎大分市子ども条例

大分市子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 子どもの権利等への配慮（第4条－第6条）

第3章 関係者の役割（第7条－第10条）

第4章 市の責務（第11条）

第5章 主な施策（第12条－第15条）

第6章 推進計画（第16条・第17条）

第7章 議会の評価等（第18条）

附則

子どもは、社会の宝であり、一人ひとりが、様々な個性や能力、可能性を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、多くの人々とかかわり、成功や失敗、喜びや悲しみ等の様々な経験を重ねることにより、自分を大切にする心、他者を思いやる心、規範意識等がはぐくまれ、大人へと成長していきます。

しかしながら、少子化、核家族化、地域とのつながりや人間関係の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待、有害情報のはん濫、子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

私たちの願いは、子どもが、家庭や学校等、地域のぬくもりと豊かな自然の中で、安全で安心して、伸び伸びと遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、ふるさとをおいたを愛する心をはぐくみ、生き生きと育つことです。

また、子どもは、大人が規範を守る手本を示してほしい、触れ合いのある住みやすいまちになってほしいと願っています。

このような中、子どもと誠実に向き合い、その思いを受け止めつつ、将来の地域社会の発展を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市が、連携協力し、社会全体で子どもの育成を支援していくことが大切です。

ここに、子育てや子どもの育ちを社会全体で支援することにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの育成に関し、基本理念を定め、家庭、学校等、地域及び事業主の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子育て及び子どもの

育ちを社会全体で支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (2) 学校等 子どもが通学、通園等をする学校及び児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 家庭、学校等、地域、事業主及び市が主体的にそれぞれの役割及び責務を果たすとともに、相互に連携協力することにより、将来の地域社会を担う子どもが健やかに育つための環境が整えられること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- (3) 子どもに関心を寄せ、触れ合う中で信頼関係の確立に努めること。

第2章 子どもの権利等への配慮

(子どもの権利等)

第4条 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができる。

- 2 子どもは、年齢及び成長に応じてまちづくりに参加することができる。
- 3 子どもは、自分が大切にされると同様に他者を大切にしよう努めるものとする。

(子どもの集いの場等の確保)

第5条 本市は、子どもが自然及び人と触れ合い、遊び、学び、及び集うことのできる場を確保することに努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第6条 本市は、犯罪、いじめ、虐待その他の有害な環境及び事故から子どもを守り、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

第3章 関係者の役割

(家庭の役割)

第7条 家庭は、子どもが育ち、成長し、基本的な生活習慣、社会規範等を学ぶ場として重要な役割を担っていることから、子どもに関心を持ち、互いに協力し合い、愛情を注ぎ、触れ合いを大切にする中で、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

2 父母その他の保護者（以下「保護者」という。）は、子育てについて第一義的責任を有することを自覚し、子どもの年齢及び成長に応じた養育に努めなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談その他の支援を求めることができる。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、その設置目的や理念に基づき、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 集団生活における他者との関わりを通じて、子どもの年齢及び成長に応じ、豊かな人間性及び社会性をはぐくむこと。
- (2) 子どもの心身の成長に応じて自ら学び、考え、及び解決する力等をはぐくむこと。
- (3) 子どものいじめ、虐待等の早期発見及びその解決に向けた支援をすること。
- (4) 子どもの障害等への適切な支援をすること。
- (5) 子どもの心身の健やかな成長のため、教育環境の整備及び相互の連携を推進すること。
- (6) 開かれた学校等の推進により、家庭及び地域と連携協力を図ること。

(地域の役割)

第9条 地域の住民及び関係団体は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性をはぐくむ場であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 相互に連携協力し、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもの生活上の安全に配慮すること等により子どもが安心して生活することができるための環境づくりを進めること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者への知識の提供、交流の場づくり等を行うこと。

(事業主の役割)

第10条 事業主は、子どもの育成に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) その事業所で働く保護者が仕事と生活の調和を図ることができるよう職場

環境づくりを進めること。

- (2) 地域社会の一員として、学校等、地域、市等の行う子どもの育成に関する活動に協力すること。

第4章 市の責務

第11条 市は、子どもの育成に関し、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 教育、福祉、保健、医療等の子どもの育成に関係する部局が相互に連携協力し、一体的に施策を推進すること。
- (3) いじめ、虐待等により保護を要する子ども及び障害等により支援を要する子どもへの取組を推進すること。
- (4) 家庭、学校等、地域及び事業主がそれぞれの役割に応じた取組を推進するための支援をすること。
- (5) 家庭、学校等、地域、事業主、県及び関係団体と連携協力すること。
- (6) 家庭、学校等、地域、事業主及び関係団体が相互に連携協力を図ることができるよう支援すること。

第5章 主な施策

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、子育て家庭の生活の実態及び多様化する要望を的確に把握し、柔軟かつ総合的な支援に努めなければならない。

- 2 市は、子育て家庭に対する子どもの育成に関する情報の提供に努めなければならない。

(子育て力の向上)

第13条 市は、家庭、学校等及び地域と連携協力し、情報交換及び学習の機会の充実を図ることにより、家庭及び地域の子育て力の向上に努めなければならない。

(相談体制等の充実)

第14条 市は、教育、福祉、保健及び医療の分野における妊娠、出産又は子育てに関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携協力することにより、子どもに関する総合的な相談体制、母子保健施策等の充実努めなければならない。

(虐待への対策)

第15条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のための体制を整備するものとする。

2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のため、家庭、学校等、地域、県及び関係団体と連携協力して必要な措置を講じるものとする。

3 市は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が、通報しやすい環境を整備するものとする。

第6章 推進計画

(推進計画の策定)

第16条 市は、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、推進計画を策定するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

3 市は、推進計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(評価)

第17条 市は、前条第1項に規定する目的を効果的に達成するため、絶えず推進計画の評価を行い、必要に応じその見直しを行うものとする。

第7章 議会の評価等

第18条 議会は、子どもの育成に関する市の施策が効果的に推進されるよう、監視及び評価をするとともに、必要に応じて提言等をするものとする。

附 則

この条例は、平成23年5月5日から施行する。

○子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援法（抜粋）

第7条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県

子ども・子育て支援法（抜粋）

が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事

子ども・子育て支援法（抜粋）

項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

○次世代育成支援対策推進法新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>(市町村行動計画)</p> <p>第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定する<u>ことができる。</u></p> <p>2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期</p> <p>3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(市町村行動計画)</p> <p>第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定する<u>ものとする。</u></p> <p>2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期</p> <p>3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。</p>	<p>5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。</p>
<p>6 市町村は、<u>市町村行動計画を策定したときは</u>、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。</p>	<p>6 市町村は、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。</p>
<p>7 市町村は、<u>市町村行動計画を策定したときは</u>、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>